

申請のポイントを押さえて、早めに準備！ 持続化補助金活用ガイド

10月3日から「小規模事業者持続化補助金（一般型・創業型）」の申請受付が始まります。小規模事業者の販路開拓や生産性向上を支援する本補助金について、制度概要から申請の流れ、採択率を高める計画書策定のポイントまで、申請まで時間がある今だから知っておきたい情報をご紹介します。

※本誌面は、8月25日時点の以下情報をもとに作成しており、今後変更となる可能性がございます。
 ・商工会議所地区小規模事業者持続化補助金<一般型・通常枠>ホームページ (<https://r6.jizokukahojokin.info/>)
 ・小規模事業者持続化補助金<創業型>ホームページ (<https://r6.jizokukahojokin.info/sogyo/>)

持続化補助金とは？

小規模事業者持続化補助金（＝持続化補助金）は、**小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で**行う販路開拓や生産性向上の取組みを支援する制度です。



■補助率や補助上限は？

採択されると、補助率や補助上限に基づき、必要な経費の一部が補助されます。「インボイス特例」や「賃金引上げ特例」という条件付きの上乗せ制度を利用すると、補助上限が**最高250万円**に上げられます。

<補助率と補助上限>	一般型	創業型
補助率	2/3*	2/3
補助上限	50万円	200万円
インボイス特例	50万円上乗せ	50万円上乗せ
賃金引上げ特例	150万円上乗せ	
上記の特例の要件をともに満たす事業者	200万円上乗せ	

※賃金引上げ特例のうち赤字事業者は補助率3/4



補助金と助成金は 何が違う？

補助金は、新規事業や設備投資などの挑戦を支援する制度です。一方、助成金は、働き方の改善や人材育成など労働環境をよくする取組みを支援する制度です。

助成金は申請要件を満たせば支給されるものが多いですが、**補助金は要件を満たした方が全て補助されるわけではありません。申請内容を審査し、評価の高い順に採択者が決まります。**

持続化補助金Q&A ～よくある質問をまとめました～

補助金の対象者は？

A 小規模事業者（以下に該当する法人・個人事業主・特定非営利活動法人）が対象です。

- 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）……………常時使用する従業員の数 5人以下
- サービス業のうち宿泊業・娯楽業……………常時使用する従業員の数 20人以下
- 製造業その他……………常時使用する従業員の数 20人以下

「一般型」と「創業型」の主な違いは？

特定創業支援等事業とは



A 創業型は、**創業後3年以内**の小規模事業者が対象です。また申請には、産業競争力強化法に基づく認定市区町村（福岡市）等が実施する「**特定創業支援等事業**」による支援を受けている必要があります。

補助金が交付（入金）されるまでの流れは？

A 申請から交付（入金）までの大まかな流れは以下のとおりです。**採択後すぐに補助金が支払われるわけではありません。**所定の手続きに沿って申請を行い、採択され交付が決定したら補助事業を実施、最後に補助金事務局に実績報告書を提出して内容に問題がなければ交付されます。**補助事業に必要な資金は事前に準備する必要があります。**



※上記スケジュールは8月25日現在の公募要領をもとに作成しており、今後変更となる可能性があります。

どんな経費が補助対象になる？

A 以下経費が対象となります。内容によっては対象とならない場合がありますので、詳細は公募要領をご確認ください。



機械装置等費

補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入等



広報費

サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等



ウェブサイト関連費

ウェブサイトやECサイト等の開発、構築、更新、改修、運用に係る経費（ウェブサイト関連費のみの申請は不可）



展示会等出展費

展示会・商談会の出展料等（オンラインによる展示会・商談会等を含む）



旅費

販路開拓（展示会等の会場との往復を含む）等を行うための旅費



新商品開発費

新商品の試作品開発等に伴う経費や新たな包装パッケージに係るデザイン費用



借料

機器・設備等のリース・レンタル料



パソコンの購入は補助対象になる？



A パソコンや自転車、家電製品等の**汎用性が高く目的外使用になりえるものは補助対象外**です。



採択率を上げるためのポイントは？

直近の持続化補助金（一般型・第16回分）の採択率は37.2%となっています。
 審査は公募要領の「審査の観点」に基づき行われます。より評価の高い順に採択されるため、**審査基準を意識した「経営計画・補助事業計画（様式2、様式3）」を策定し加点を狙う**ことが重要です。また、政策的観点から付与される加点項目も公募要領で確認しましょう。

(様式2)

<経営計画>

1. 企業概要
2. 顧客ニーズと市場の動向
3. 自社や自社の提供する商品・サービスの強みや弱み
4. 経営方針・目標と今後のプラン

自社の経営状況分析の妥当性

- ✓自社の経営状況を適切に把握し、自社の製品・サービスや自社の強みや弱みも適切に把握しているか。

経営方針・目標と今後のプランの適切性

- 「経営方針・目標と今後のプラン」は、
- ✓自社の強みや弱みを踏まえているか。
 - ✓対象とする市場(商圈)や顧客ニーズを捉えたものとなっているか。

(様式2)

<補助事業計画>

I. 補助事業の内容

1. 補助事業で行う事業名
2. 販路開拓等（生産性向上）の取組内容
3. 業務効率化（生産性向上）の取組内容
4. 補助事業の効果

補助事業計画の有効性

- 「補助事業計画」は、
- ✓具体的で、当該小規模事業者にとって**実現可能性が高いもの**となっているか。
 - ✓販路開拓を目指すものとして、経営計画の**今後の方針・目標を達成するために必要かつ有効なもの**か。
 - ✓技術やノウハウ、アイデアに基づき、ターゲットとする顧客や市場にとって、**新たな価値を生み出す商品・サービス、又はそれらの提供方法を有する取組み等**が見られるか。
 - ✓**デジタル技術を有効的に活用**する取組みが見られるか。

(様式3)

<補助事業計画>

II. 経費明細表

III. 資金調達方法

積算の透明・適切性

- ✓補助事業計画に合致した**事業実施に必要なもの**となっているか。
- ✓事業費の計上・積算が**正確・明確**で、**真に必要な金額が計上**されているか。

※掲載している計画書はイメージです。
 一般型では電子申請システム上に計画書の内容を直接入力します。

さっそく申請スケジュールをチェック! 早めに計画策定を!

STEP
01

■ 公募要領の確認および必要書類の入手

持続化補助金ホームページで公募要領で申請に必要な情報をチェック。
必要書類をダウンロードしましょう。



申請には「GビズIDプライム」もしくは「GビズIDメンバー」のアカウントが必要です。未取得の方は先に利用登録をしましょう。

登録はコチラ



「創業型」の申請に必要な特定創業支援等事業による支援を受ける場合、**福岡市では創業に必要な知識(経営・財務・販路拡大・人材育成)について専門家から指導を受ける** 必要があり、受講に最低1カ月、その後の証明書発行に概ね1週間かかります。余裕をもって受講・発行申請を行ってください。

詳細はコチラ



STEP
02

■ 事業計画の策定(様式の作成、電子申請システムへの入力)

公募要領に記載されている「審査の観点」を参考に、事業計画を策定しましょう。



■ 経営指導員と計画書をブラッシュアップ!

当所相談窓口にて、経営指導員のアドバイスを受けることができます。
締切間近は窓口の混雑が予想され、お受けできかねる場合もあります。
ご希望の方はお早めのご予約をお勧めします。



事前
予約制

東区・博多区・中央区の方
南区の方

▶ 東部オフィス・中央オフィス TEL: 092-441-2161
▶ 南部オフィス TEL: 092-562-4117
▶ 西部オフィス TEL: 092-831-4151

城南区・早良区・西区の方

STEP
03

■ 商工会議所へ事業支援計画書(様式4)の発行依頼

公募開始(10月3日)以降に、当所ホームページ「様式4発行依頼フォーム」から必要書類一式をご提出ください。詳細が決まり次第、当所ホームページに掲載いたします。

11/18
17時締切

STEP
04

■ 当所から事業支援計画書(様式4)を交付

当所による確認完了後、様式4をメール(PDF)にて交付いたします。

STEP
05

■ 持続化補助金事務局へ書類を提出(電子申請のみ)

補助金事務局へ必要な書類一式を電子申請にてご提出ください。
郵送での申請は一切受け付けされません。

11/28
17時締切

まずは公募要領をチェック! 補助金に関するご相談は当所担当職員か各オフィスにお問い合わせください。

※当所相談窓口では、補助金申請書のブラッシュアップを中心に支援しており、申請書の作成代行は行っておりません。予めご了承ください。

お問い合わせ / (東区・博多区・中央区の方) 東部オフィス・中央オフィス TEL: 092-441-2161
(南区の方) 南部オフィス TEL: 092-562-4117
(城南区・早良区・西区の方) 西部オフィス TEL: 092-831-4151